

スーパーグローバルハイスクールにおける研究開発を進めるに当たって の留意点と評価について

1 研究開発を進めるに当たっての留意点

- (1) スーパーグローバルハイスクールにおいては、グローバル・リーダー育成の観点から、教育課程等の改善のための研究開発を行うことになる。一方、教育課程の改善のための研究開発については、これまで、従来の研究校において参考1の「研究開発学校における研究開発を進めるに当たっての留意点」に従って研究開発が進められてきたところであり、スーパーグローバルハイスクールにおいても参考1を参考にしながら研究を進めていくことが適当である。
- (2) スーパーグローバルハイスクールにおいては、高等学校教育の目標を踏まえつつ、特にグローバルな社会・ビジネスに関する探究型学習のための研究開発を行うことになる。したがって、参考1のほか、(別紙3)「平成28年度スーパーグローバルハイスクール公募要領(以下「公募要領」という。)」2.(7)の点に留意する必要がある。

2 研究開発の評価

- (1) 従来の研究開発学校における研究開発の評価の観点は、参考2「研究開発学校における研究開発の評価」のとおりであるが、スーパーグローバルハイスクールにおいてもこれを参考にしながら評価を行うことが適当である。
- (2) スーパーグローバルハイスクールにおける評価の具体的な対象としては、公募要領2(7)①で掲げるもののほか、例えば下記の事項が考えられる。
 - ① 教育課程
 - ② 指導体制
 - ③ 指導方法
 - ④ 教材の開発
 - ⑤ 教育機器の活用
 - ⑥ 高大接続の在り方の改善
- (3) スーパーグローバルハイスクールにおける評価を行うため必要となるデータとしては、公募要領2(7)①で掲げるもののほか、例えば次の事項が考えられる。

ア 生徒の変容

- ① グローバルな社会・ビジネスに関する課題への理解、興味・関心
- ② 論理的思考力、判断力、表現力、創造性

- ③ 学力・学習意欲
- ④ 進学・就職の動向 等

イ 教員の変容

- ① 教員の生徒に対する理解
- ② 教員のグローバル人材育成に対する考え方，指導方法等の改善
- ③ 教員間の連携・協力，指導体制
- ④ 教員の大学等との人的ネットワーク 等

ウ 保護者の変容

- ① SGH 事業に対する賛否
- ② 子供の様子を通しての SGH 事業についての理解
- ③ 学校や教員に対する意識等
- ④ グローバルな社会・ビジネスに関する課題に対する興味・関心 等

エ 学校の変容

- ① 公開授業や交流会，発表会の実施
- ② SGH 事業の成果普及のための取組
- ③ 国際関連のクラブの活動状況
- ④ 各種コンテストへの参加状況
- ⑤ 自己点検・自己評価の在り方 等

オ 管理機関の変容

- ① 所管する学校のグローバル人材育成に対する取組
- ② SGH 事業の成果普及のための取組
- ③ グローバル人材育成に関する各種コンテストの開催や表彰の実施 等

オ 大学，企業，国際機関等

- ① SGH 事業のカウンターパートナーの変容
- ② 大学等の高等学校に対する意識
- ③ 連携や支援の在り方
- ④ 地域，マスコミ等の反応 等

(4) アンケート調査，意識調査，観察，レポート，学力調査，作品，研究発表会，討論会，進路の状況など多様な方法により研究の実施前後や SGH 対象生徒と一般生徒や他校の生徒との比較等を通じて評価すること。その際，できるだけ数値的なデータを収集すること。

(5) 評価に当たっては，絶えず自己点検・自己評価に努めるとともに，学校評議員の活用，運営指導委員会，大学関係者，中学校関係者，保護者，同窓会組織，地域，産業界等からの外部評価についても積極的に取り入れること。

(研究開発学校関係資料より抜粋)

研究開発学校における研究開発を進めるに当たっての留意点

研究開発の指定を受けた学校（研究開発学校）においては、研究開発学校制度の趣旨に照らして、我が国の教育の現状についての問題意識と将来の方向を見通していく的確な洞察力が求められます。研究開発を進めるに当たっては、担当者はもとより全教職員がこのことを認識し、思い切った改革につながるような新しい内容や方法を積極的に取り入れていこうとする意欲をもって取り組むことが期待されます。研究開発の進め方について留意すべき事項等は次のとおりです。

(1) 研究課題及び研究仮説の設定

研究開発を行うに当たっては、まず研究開発課題及びその課題を解決するための研究仮説（以下、「研究課題等」）を具体的かつ明確に設定することが必要です。その際、留意すべき点は以下のとおりです。

- ア 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた上で、具体的な必要性に基づいて設定すること。
- イ 教育課程の基準の特例の設定を中心として、研究課題解決のための手段、期待される成果等を明確にし、全体として検証が可能なものとする。
- ウ 全校的な検討を十分に行い、全教職員の共通理解を図るとともに、あらかじめ保護者や地域の関係者の理解を得ておくこと。

(2) 研究計画の作成及び研究体制の整備

研究課題等の設定後は、これに沿って研究計画を明確かつ具体的に作成するとともに研究体制を整備する必要があります。

①研究計画の作成

研究計画の作成に当たっては、運営指導委員会や関係教育委員会等との緊密な連携・協力が必要とされることはもちろんですが、各学校が児童生徒や地域の実態等を勘案し、創意工夫を生かして主体的に作成することが重要です。研究計画の作成に当たって留意すべき点はおおむね次のとおりです。

- ア 研究開発学校でなければ実施できない研究計画を作成すること。
- イ 研究計画が研究課題等と十分かみあっていること。
- ウ 研究計画が、児童生徒や地域の実態を踏まえ、教育上の適切な配慮の下に作成されていること。
- エ 年度ごとの重点が明確となっており、年次計画に発展的に位置付けられていること。
- オ 実施の過程において、その効果や影響を的確に把握し、再検討を要すると思われる点については適宜改善・修正を加えるなど弾力的な対処ができるよう配慮しておくこと。
- カ 計画が全校的な共通理解の下に作成され、全教職員がそれに沿って創意工夫ができ

る内容であること。

なお、指定期間は4か年（平成24年度以前は3か年）を原則としているので、特に次の点に留意すること。

- キ 1年次計画に当たっては、2年次から円滑に特別の教育課程の実施に着手できるよう、児童生徒に育むべき力の明確化、新設する教科等の教育課程上の位置付けや既存の教科等との関係性の明確化、新設する教科等の目標・内容の明確化を図ること。また、特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定、併せて特別の教育課程を実施する前段階での児童生徒の実態調査の実施等を行うこと。特に、1年次計画の提出前には、保護者・地域の理解を得ることはもとより、全校的な共通理解の下、特別の教育課程の実施に速やかに対応できるよう遺漏がないように努めること。
- ク 2年次及び3年次計画に当たっては、特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の実施により、児童生徒がどのように変化したかなど、教育課程の評価にも着手すること。
- ケ 4年次計画に当たっては、前年度までの成果を踏まえて、改善した特別の教育課程を実施し、それらの評価を実証的に行うこと。
- コ 指定期間終了後の教育課程についても事前に見通しをもっておくこと。

②研究体制の整備

学校の研究体制の整備は、研究計画の作成と同様に研究開発を進めていく上での基本的な要件であり、これいかによってその成否が大きく左右されるといっても過言ではありません。研究計画の作成時には、研究目的や研究課題に適切に対応できる研究体制を整備する必要があります。

研究体制は、研究課題等に対応した機能的なものであるとともに全教職員が意欲と責任感をもって取り組めるものであることが必要です。そのためには、①役割分担が明確であること、②役割相互の有機的関連が図られていること、③各教職員の特性などを考慮した配置になっていることなど基本的な事項に遺漏がないようにするとともに、研究開発の実施過程で研究計画に対する評価や反省を適切に行い、必要に応じて軌道修正ができるようにしておく必要があります。

(3) 研究開発の展開・実施

研究課題に即した実施計画が作成され、そのための組織体制も整えられると、次に具体的な実施の段階に入ることになります。研究開発学校制度の眼目は実践を通して実証的な資料を得ることにあるため、計画作成の段階においては、慎重な検討が必要であり、質の高い計画に基づき、限られた指定期間内に十分な実践と評価を行わなければなりません。具体的な実施の段階で配慮しなければならない点は数多くありますが、その中で特に留意すべき点としては次のようなものが挙げられます。

- ア 実施内容に関わる諸資料が、目的や課題に応じて常に収集できているか。
- イ 実施した結果については、経過も含め、継続的・追跡的に記録され、かつそれが実践に即した具体性や客観性をもっているか。
- ウ 児童生徒の実態を的確に把握し検証が行えているか。

- エ 実施の状況を把握するために、各種テスト、アンケート調査、教職員や保護者の意見聴取などが必要に応じて実施されているか。
- オ 実施しながら小刻みな評価を重ね、軌道修正ができているか。また、その理由が明確になっているか。
- カ 当初研究計画を立てる段階で予測した効果や、予測しなかった影響が、研究開発の展開実施の過程で的確に把握されているか。

(4) 研究成果のまとめ

研究開発の成果は、今後の教育課程の基準の改善等に際しての基礎資料となるものです。先に述べたように、報告書の内容が単に実践記録の羅列的な記述で終わることは避けなければなりません。また、実践から当初期待していた成果が得られなかったからといって、根拠のない結論であったり、単なる意見や主張、又は、一般論に陥ったりしないよう留意する必要があります。

まとめに当たっては、具体的な諸条件をできるだけ明確にし、実践から得られた具体的な成果を基に簡潔で客観性のある結論付けがなされることが期待されます。取りまとめの基本方針を具体的に挙げると、例えば次のようになります。

- ア 当初設定した研究課題を再確認し、これまでの実践が、当初のねらいのどの部分を具体化しようとして行われたものであるかの位置付けを明確にすること。
- イ 当初設定した研究課題に応じて、具体的に何をどのように実践したか、そのような実践のうち学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない部分はどこか、実践の結果どのような効果が現れたか、あるいは現れたと思うか、できるだけ根拠を明示しつつ明らかにすること。
- ウ 期待した成果が上がらなかった事例や予期しなかった副次的な影響等についても、捨象することのないよう、客観性をもって地道に取り上げていくこと。それらの原因や条件等を分析し、まとめることは、今後有効に活用しうる貴重な実証的資料となりうる。
- エ 得られた成果について、児童生徒や学校の実態その他諸条件との関わりを十分に分析すること。また、同時にそれを他の一般の学校に適用する場合の諸条件などについてもできるだけ明らかにすること。
- オ 4年間（平成24年度以前は3年間）の研究によって必ずしも課題の全てが解決されるわけではないので、研究課題に関連して、今後発展的に研究を進める必要のある事項についてもまとめること。

(研究開発学校関係資料より抜粋)

研究開発学校における研究開発の評価

研究開発が効果的に進められ、更にその成果が今後の教育課程の基準の改善等に資するものとして取りまとめられるためには、実施過程において随時評価を行い、研究開発の進め方を改善するとともに、研究開発実施の最終段階において学校自身はその成果について分析・評価を行うことが必要です。そして、評価が適切に行われるためには、あらかじめ評価の観点を明らかにして、研究開発の手順の中に組み込んでおくことが必要です。

研究開発学校は、これまでも述べてきたとおり、今後の教育課程の基準の改善等に向けての先導的な研究を行うものであることから、それぞれの研究目的や課題に即した独自の評価の観点や基準・方法等の開発も同時に行っていくことが望まれます。ここで示す「評価の観点」は、そのほとんどが研究開発を進めるに当たっての留意点の再確認といったものですが、研究開発学校の評価として共通に留意する必要があるものだけを掲げていますので、各学校が自校の研究開発についての評価を行う際の最低限のチェックポイントとして活用されることが期待されます。

○評価の観点

(1) 課題認識の的確性

この観点は、管理機関により設定された研究開発課題に示された問題意識や文部科学省が当該研究を指定した趣旨が関係者の間で十分理解されているかどうかというものです。

すなわち、問題の核心は何であるのか、なぜその問題が生じているのか、その問題を解決するためにはどのような手段が考えられるか、また何がどう達成されればその問題が解決されたといえるのかといった点が、自校の実態に即して具体的かつ的確に共通認識されていなければなりません。また、そもそも研究開発課題は管理機関が主体的に定めるものであり、研究開発の成果を普遍性のあるものとするためには、実際に研究に取り組むに当たって、各学校のおかれている種々の条件や制約等を常に意識しておくことが必要であるといえるでしょう。

この観点は、研究開発を適切に進めるための基本的なものであり、各学校においては、研究開発学校制度の趣旨を踏まえた的確な課題認識をもつことが望まれるところです。

(2) 計画や手順の妥当性

この観点は、研究開発課題や研究目的に沿って、適切な研究計画が立てられ、それに基づいて妥当な研究手順を踏んでいるかというものです。

より具体的には、①研究課題と十分かみあった計画が学校の全体の教育方針に即した形で、全教職員の共通理解の下に作成されているかどうか、また、それが、②児童生徒の実態や学校、地域社会の現状を踏まえ無理のないものとなっているかどうか、ということです。

さらに、研究を進めていく過程においては、③当初のねらいどおりに研究が進行しているかどうか、④全教職員の士気が高まっているかどうか、⑤児童生徒の変容や保護者等の

反応などが的確に把握されているかどうか、などの点が挙げられるでしょう。

(3) 研究のねらいの達成度

この観点は、研究開発の当初に定めた研究のねらいが、どの程度まで達成されているか、また、研究課題について解決しようとしていた点がどれだけ明らかになったか、というものです。

より具体的には、①学習指導要領等によらないで編成した特別の教育課程は、どの点がどのような意味で現行の基準と異なっているのか、②その教育課程は、当初のねらいに即したものとなっているか、③その教育課程や新しい教育方法によって児童生徒の学習にどのような効果が現れているか、学校の運営等にどのような影響があったかなどがチェックポイントとなるでしょう。

また、研究開発学校の研究は実践を通じたものであるだけに、その過程では予期しなかった問題点も生じるなどして、必ずしも当初のねらいどおりの成果が得られなかったという場合も考えられますが、この場合にも、残った課題や実施過程で生じた問題点を明らかにするとともに、ねらいどおりの成果が得られなかった原因を明確にすることによって、かけがえのない貴重な資料が生まれるのです。

(4) 研究の結果得られた結論の実証度

この観点は、研究開発によって得られた結論が実践の裏付けを十分得られているかどうかというものです。研究開発学校制度の眼目は飽くまで実践を通しての実証的な資料を得ることにありますから、いかに優れた結論がまとめられていても、それが十分な実践を経て得られたものでなければ、今後の有用な資料としては活用できないことになり、その意味では、この観点は最も重要な項目の一つであるといつてよいでしょう。

(5) 研究成果の一般性

この観点は、研究開発によって得られた成果が、他の一般の学校にどの程度まで適用可能かというものです。

研究開発学校の行った研究開発は、限られた環境条件の下で行われたものなので、そうした条件の下で得られた成果が、直ちに他の一般の学校にも適用できるかどうかは慎重に検討されなければなりません。しかしながら、研究開発学校制度は、そもそも今後の教育課程の基準の改善等に資するためのものであるため、各学校の研究成果はある程度の一般性をもっていることが不可欠です。しかも単なる理論付けだけによる一般性ではなく、個々の環境条件の下での実践から得られた結論について、一般化がどの程度までできるかという点が重要となってきます。